

第190回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第4号

令和2年3月4日かすみがうら市農業委員会告示第4号をもって、令和2年3月10日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第190回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年3月10日(火) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 欠 席	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 員	

4. 欠席委員

11番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

7番 貝塚 光章 8番 井坂 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 現況証明願の交付決定について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について

- ⑥ その他

8 閉会

午後2時50分開会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和2年 第190回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。 なお、委員会会議規則第4条により、11番鈴木良道委員から欠席届が提出されております。</p>
事務局長	<p>それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>中山会長あいさつ</p>
議長	<p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、7番 貝塚光章 委員、8番 井坂孝雄 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の水野谷主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>最初に、報告第9号から報告第10号までの報告案件ですが、議案書の訂正がありますので、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書の訂正説明)</p>
議長	<p>最初に、報告第9号から報告第10号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 「議案第17号 農地法3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 最初に、番号7番について、審議いたします。 なお、番号7番については、2番 塚本勝男委員が議事参与の制限となりますので農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により退席願います。</p> <p>(2番 塚本勝男委員 退席)</p>
議長	<p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>

議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	3月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と海東委員と私 久松の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは、説明いたします。 番号7番は、牛渡の●●●から約100m東に位置する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	2番 塚本勝男委員の入室をお願いします。 (2番 塚本勝男委員 入室)
議 長	次に、番号1番から番号6番および番号8番から番号11番を審議いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております(事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	それでは、説明いたします。 番号1番は、●●●●●●●●から約250m南東に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。 番号2番と番号3番は、隣接地のため一括で説明いたします。こちらの案件は相互交換となります。申請地は、安食地内●●●●●●●●から約150m南西に位置する畑3筆になります。現況は、きれいに管理されていました。以前から農地の一部を道路として使用しておりましたが、公衆用道路として市に寄付することになり、分筆したところ、残地を交換することにより土地利用の効率化が図られることから今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 番号4番と番号5番は、譲受人が同一のため併せて説明いたします。申請地は、中台地内の●●●●●●●●●●から約300m南東に位置する田2筆と●●●●●●●●●●●●●●●●の南西に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号6番は、東野寺の●●●●●●●●●●●●●●●●から約800m西に位置する畑になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。苗木を作付けする計画です。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号10番、番号11番については、相互交換で関連がありますので、一括審議いたします。
議長	番号10番、番号11番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番、番号11番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号10番、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
議長	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 海東委員	それでは、説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約530m東に位置する畑2筆で、第1種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。 申請人は新たに農業用倉庫の建設を計画しております。申請地は第1種農地ですが農業用施設の建設であることから、不許可の例外に該当し、許可要件は満たして

	<p>いると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、議案第18号 番号1番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件となりますので、委員の皆様にはご承知おき願います。</p>
議 長	<p>次に「議案第19号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3番 海東委員	<p>説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番の申請地は、●●●●●●●●●●●●敷地の東側と同施設の正面入り口に位置しております。こちらは、平成6年からゴルフ場の敷地の一部になっており現況もゴルフ場の敷地外周の造成森林の様相であることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号2番は、●●●●の●●●●●から約650m東に位置します。 こちらは、平成11年以前から隣接する土地と一体となって資材置き場として使用しており、現況も碎石が敷かれている状況になっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号4をご覧ください。 番号3番は、深谷の●●●●●から約300m北西に位置します。 こちらは、平成6年以前から雑草・雑木が生い茂り、現況も原野化していることから証明しても問題ないと判断いたしました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>

議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第19号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	(議案書の訂正説明) 利用権設定の内容について説明いたします。9ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で48件。面積は、103,017㎡です。内訳は、新規37件、再設定11件で、主な作付け作物は水稲・牧草・レンコン・野菜になります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします
議 長	全員賛成ですので、「議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
議 長	それでは説明いたします。17ページをご覧ください。 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が27件、面積が57,357㎡。 計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします
議 長	全員賛成ですので、「議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。23ページをご覧ください。 市長より、令和2年2月25日付で、農用地利用配分計画(案)の意見が求められています。計画案が45筆、面積70,189㎡です。備考欄の再配分となる一の瀬の田5件については、担い手が規模縮小することにより、新たに農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めるための内容となり、また備考欄空欄の5件については18ページ議案第20号の農用地利用集積計画案、上から5筆までの中間管理権を得るための公告と同時施行する内容となります。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。ここまでの、従来の方式です。 今回より、一括方式が導入され、出し手と受け手の調整が済んでいる場合には、総会前に市が農地中間管理機構へ集積計画案を提出し、その計画案を農地中間管理機構と県が協議し、同意を得た計画案についての意見を、市長が農業委員会へ求める流れとなっております。総会に諮られた配分計画案が農業委員会で決定されると、配分計画が認可され同時に市が公示することになります。 今回、一括方式での配分計画案が35筆で、18ページの議案第20号の上から6筆目から最後の筆までの中間管理権を得るための公告と同時施行する内容となります。既に、農地中間管理機構と県との協議は終了しておりますので、農業委員会の決定をもって認可となります。 以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします
議 長	全員賛成ですので、「議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」を上程します。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。26ページをお開き下さい。 補足説明を加えながら、議案の説明をさせていただきます。 まず、下限面積とは、経営面積があまりに小さい場合、農地の生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、農地法第3条の許可後に、経営する農地面積が一定以上確保できない場合には、許可はできないとするものです。 農地法では、農地の下限面積は、北海道は2ha、都府県は50 a 以上とするものと定められております。 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準

	<p>に従い、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定することができることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または、修正の必要性について審議することになっております。</p> <p>このため、令和2年度の下限面積の設定については、以下のとおり提案いたします。なお、参考資料としまして、27ページ目に農地法施行規則の抜粋を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>議案の(1)農地法施行規則第17条第1項の適用について こちらの方針としましては、現行下限面積(別段面積)50aの変更は行わないこととします。</p> <p>その理由としましては、2015農林業センサスにおいて、管内の農家で50a未満の農地を耕作している農家が、全農家数の4割に満たないためとなります。</p> <p>また、令和元年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は約4.6%と低い状況となっておりますので、農地法施行規則第17条第1項の規定は適用できる状況ではなく、別段面積は50aのままとしたいと考えております。</p> <p>次に、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用について こちらにつきましては、令和元年11月11日開催の第186回農業委員会総会において「農地付き空き家」にかかる農地については、下限面積を1aにすることで議決を経ており、11月12日付けで農業委員会で告示を行っておりますので、方針としましては、現行の下限面積(別段の面積)1aの変更は行わないこととします。</p> <p>理由としましては、「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の「趣旨」にありますように、農業従事者の高齢化、後継者不足等の事由から発生する遊休農地化への対応として、新規就農者への住宅確保を支援し、本市への定住促進と遊休農地の解消を図るため、市街化区域を除く区域で空き家に付属した農地の内、かすみがうら市空き家情報登録制度に登録された農地について、下限面積1aの基準を引き続き適用することとしたいと考えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますのでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p>
議長	<p>次に、来月の総会は、4月10日(金)午後2時からです。 なお、次回の事前調査員は、塚本勝男委員、外塚孝雄委員、塚本茂委員です。 日時は、4月3日(金)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願いいたします。</p>
4番 外塚委員	<p>事前調査員を、私と貝塚光章委員と交代しましたので、よろしくお願いいたします、</p>
議長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>①新年会収支報告書の配布</p>

<p>議 長</p>	<p>②生活環境課からチラシ「農作業時の交通死亡事故発生」の配布 ③令和2年度 事前調査月割表と会議録署名人一覧表の配布 ④この後、農林水産課から「人・農地プラン説明会」の開催案内</p> <p>只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上を持ちまして、第190回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦勞様でした。</p> <p>(午後2時50分閉会)</p>